

千葉労働局発表  
令和6年8月30日

【照会先】  
千葉労働局 雇用環境・均等室  
室長 篠山 賢一  
室長補佐 江畑 泉  
指導係 古舘 美咲  
(代表電話) 043(221)2307

報道関係者 各位

## 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」並びに 「改正育児・介護休業法」等説明会を開催します

千葉労働局（局長・岩野剛）は、フリーランスの方の就業環境整備及び事業者との取引適正化を目的として、令和6年11月1日から施行される「フリーランス・事業者間取引適正化等法」並びに、令和6年5月31日に公布され、令和7年4月1日から段階的に施行予定の「育児・介護休業法」及び「次世代育成支援対策推進法」の内容に関する説明会を以下のとおり開催いたします。参加は無料です。

### 記

#### 1 日時・場所

千葉会場	令和6年10月25日（金）千葉県自治会館 大会議室
船橋会場	令和6年11月7日（木）船橋市中央公民館 第3・第4集会室
柏会場	令和6年11月19日（火）さわやかちば県民プラザ 大研修室
木更津会場	令和6年11月21日（木）木更津市中央公民館 多目的ホール
成田会場	令和6年11月22日（金）成田国際文化会館 小ホール

#### 2 内容 (1)フリーランス・事業者間取引適正化等法について 14:00～15:05

①フリーランスの就業環境整備

②フリーランスと事業者間の取引適正化

(2)改正育児・介護休業法等について 15:15～16:00

※ (1)だけの参加も可能です。

#### 3 対象 フリーランス個人事業主、千葉県内事業所の事業主・人事労務担当者

<添付資料> 資料1 説明会開催リーフレット

※ 報道関係者の皆様の取材・参加も受け付けております。

# フリーランス・事業者間取引適正化等法 並びに 改正育児・介護休業法等説明会

日時

①～⑤の  
日程全て

14:00～16:00

対象

フリーランス個人事業主・県内本社企業の事業主・人事労務担当者

内容

(1)フリーランス・事業者間取引適正化等法について 14:00～15:05

①就業環境の整備について  
②取引適正化について

(2)改正育児・介護休業法等について

15:15～16:00

※(1)だけの参加も可能です。

参加  
無料完全  
予約制

①令和6年10月25日 (金)

千葉県自治会館 大会議室  
千葉市中央区中央4-17-8

定員 125名

【ご予約は右記サイトよりお願いします】



【千葉会場】

②令和6年11月7日 (木)

船橋市中央公民館 第3・4集会室  
船橋市本町2-2-5

定員 120名

【ご予約は右記サイトよりお願いします】



【船橋会場】

③令和6年11月19日 (火)

さわやかちば県民プラザ 大研修室  
柏市柏の葉4-3-1

定員 170名

【ご予約は右記サイトよりお願いします】



【柏会場】

④令和6年11月21日 (木)

木更津市中央公民館 多目的ホール  
木更津市富士見1-2-17クア木更津 B館 3階

定員 110名

【ご予約は右記サイトよりお願いします】



【木更津会場】

⑤令和6年11月22日 (金)

成田国際文化会館 小ホール  
千葉県成田市土屋303

定員 140名

【ご予約は右記サイトよりお願いします】



【成田会場】

【主催】千葉労働局

説明会についてのお問い合わせ先

千葉労働局 雇用環境・均等室

フリーランス・事業者間取引適正化等法について TEL: 043-306-1860

改正育児・介護休業法等について TEL: 043-221-2307

# 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（新法）

金属加工職人

イラストレーター

一人親方

運送ドライバー

といった方々も、この法律上の「フリーランス」に該当することがあります。

近年、多様な業種でフリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力の格差に起因する取引上のトラブルが増えています。こうした中で、フリーランスの方が安心して働くことのできる環境を整備するため、フリーランスの方との取引の適正化と、フリーランスの方の就業環境整備を目的とした「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が、今年11月1日から施行されます。

千葉労働局X公式アカウントで「フリ太郎と学ぶフリーランス」やってます。



フリ太郎とまなぶ

フリーランス

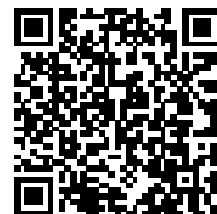
フリ太郎

## 改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法

令和6年5月31日に改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が公布され、**令和7年4月1日から段階的に施行されます**。なお、措置義務の詳細等は省令等で定められることとされています（令和6年8月現在、省令等は未施行ですが、施行され次第、厚生労働省ホームページ・千葉労働局ホームページにも詳細を掲載する予定です）。

施行期日	改正内容
令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 所定外労働時間（残業免除）の制限の対象拡大</li><li>○ 3歳に満たない子を養育する労働者のテレワーク措置が努力義務化</li><li>○ 子の看護休暇の見直し</li><li>○ 300人超の企業に育児休業取得状況の公表義務拡大</li><li>○ 介護離職防止のための個別周知・意向確認、雇用環境整備、早い段階（40歳等）での両立支援制度等に関する情報提供の義務化</li><li>○ 「一般事業主行動計画」策定時に、育児休業取得等に関する状況把握や数値目標設定が義務化</li></ul>
公布の日から起算して1年6月以内において政令で定める日（令和7年10月1日予定）	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者への柔軟な働き方措置の義務化</li><li>○ 妊娠・出産の申出時や、子が3歳になる前における個別の意向聴取・配慮の義務化</li></ul>

最新情報は、千葉労働局ウェブサイトをご覧ください。  
<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/home.html>



【千葉労働局  
公式サイト】

気象条件、会場設備の故障などやむを得ない理由により説明会を中止する場合は、X公式アカウントでお知らせいたします。お越しになる前にご確認くださいませますようお願いいたします。

<https://x.com/chibaroudoumhlw>



【千葉労働局  
X公式アカウント】